

求人に関して利用できる制度

受刑者等専用求人 【お問い合わせ窓口】ハローワーク (→P 8, 15)

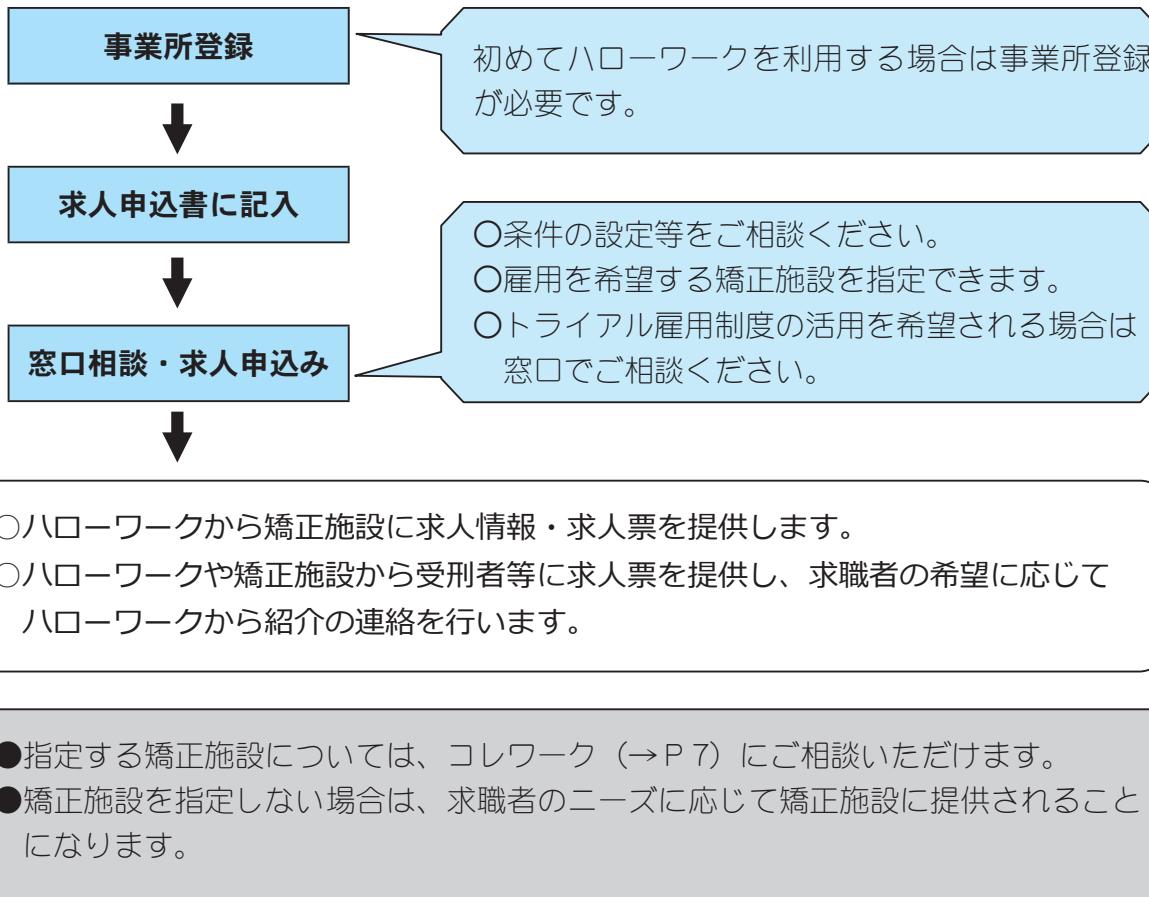
犯罪や非行をした人を対象とした求人で、一般の求職者に対しては非公開です。

受刑者等専用求人では、矯正施設の所在地、実施する職業訓練や職業指導、求職者の特性など事業主の雇用ニーズを満たす人を収容している矯正施設を指定することにより、指定の矯正施設に求人票が送られて求職者が閲覧することになります。

受刑者等専用求人の求人票は、通常の求人票と同じですが、指定した矯正施設が求人票の備考欄に記載されます。これにより、事業主が求めている人材を確保しやすくなるというメリットがあります。

「受刑者等専用求人」の申込み手続きは？

「受刑者等専用求人」の申込みは一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続きをお願いします。



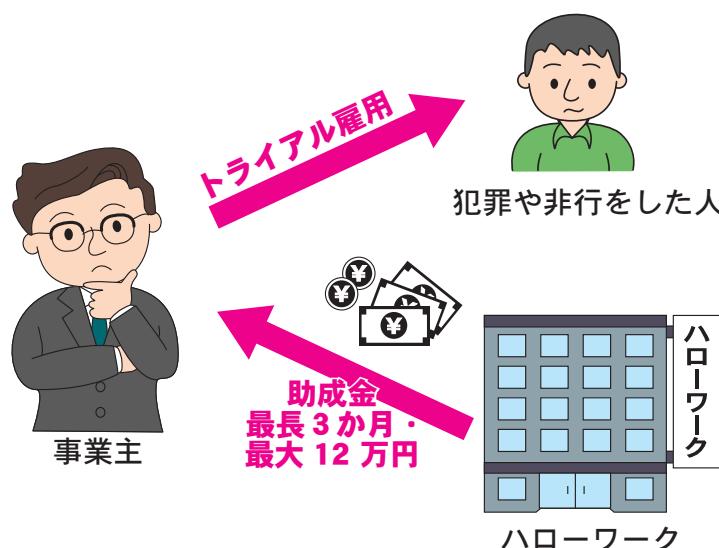
トライアル雇用 【お問い合わせ窓口】ハローワーク (→P 8、15)

職業経験の不足などから就職が困難な人を、原則3か月間の試行雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、正規雇用へ移行するきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

トライアル雇用期間中は、ハローワークや保護観察所などの関係機関が、必要に応じてアドバイスを実施します。また、トライアル雇用期間終了後も雇用を継続される場合は、必要に応じて相談や支援を行っています。

対象者一人につき、最大12万円（月額4万円×最長3か月間）の助成金が支給されます（助成金の支給には、報告書の提出等の一定の要件があり、トライアル雇用をしている間は刑務所出所者等就労奨励金（→P 11）との併給はできません。）。

ご利用の際は、雇用保険に加入の上、ハローワークの窓口にて「トライアル雇用」及び「刑務所出所者等の雇用」を希望する旨をお伝えください。



※助成金の支給に関する手続きは、厚生労働省が委託する民間団体が行います。

職場体験講習／セミナー・事業所見学会 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→P 7、15)

犯罪や非行をした人に、実際の職場環境での業務体験や、職場や社員寮の見学をしてもらうことで、就労意欲を喚起し、雇用を促進するとともに、事業主の方々に、犯罪や非行をして人について知っていただこうとする取組です。職場体験講習では、ご協力いただいた事業主の方々に最大2万4千円の講習委託費が支払われます。

3

事業主への支援

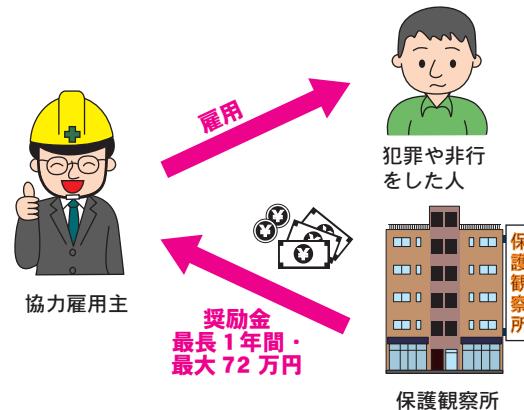
事業主がご利用できる支援制度について

雇用する際に利用できる制度

刑務所出所者等就労奨励金制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→ P 7, 15)

犯罪や非行をした人を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して奨励金をお支払いします。最長1年間で最大72万円が支給されます。支給額は雇用条件や毎月の出勤日数などにより決定されます。

奨励金の受給には、対象者に対して行っているたいたい指導や助言の状況について、毎月、保護観察所に報告いただくことが必要となります。

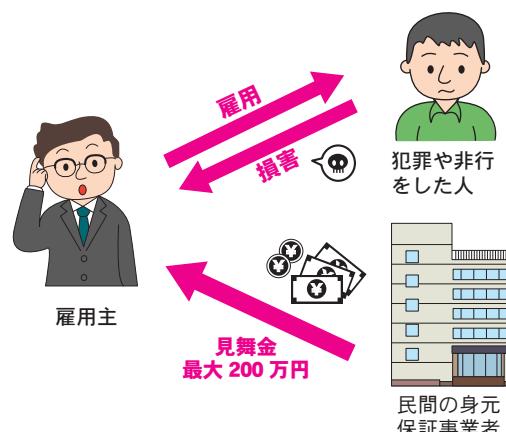


身元保証制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→ P 7, 15)

身元保証人のいない犯罪や非行をした人を雇用した日から最長1年間、事業主に業務上の損害を与えた場合、被保証者1人当たり200万円を上限（損害ごとの上限額100万円、累計の上限額200万円）として見舞金をお支払いします。

協力雇用主登録（→ P 13）がなくてもご利用いただけますが、労働保険の加入に必要な手続きを行っていることが必要となります。また、対象者が雇用開始時に保護観察等の期間中である必要があり、あらかじめ保護観察所で手続きを行う必要があります。

なお、事業主の利用料負担はありませんが、欠勤時の損害や、対象者に損害賠償の資力がある場合、私的な金銭貸借などは保証の対象外となりますので、ご注意ください。



公共調達優遇措置 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→ P 7, 15)、地方公共団体

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、協力雇用主（→ P 13）による保護観察対象者の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。また、近年、同様の優遇措置を導入する地方公共団体も増えています。詳細については各地方公共団体にお問い合わせください。